

会議等結果報告書			
会議区分	会議 ・ 打合せ ・ 協議	文書番号	215
		決裁期日	平成28年12月6日
名称	第4回上富良野町協働のまちづくり推進委員会		
日時	平成28年11月30日（水） 午後6時00分～午後8時00分		
場所	上富良野町役場3階 第2会議室・第3会議室		
出席者	協働のまちづくり推進委員14人（稲毛、北、佐川、田中、菊池（哲）、菊池（敏）、渡辺、佐藤、森本、三島、岡和田、持安、柴田、榎谷） 事務局：町民生活課 鈴木課長、自治推進班 野寺主幹 計16人		

[進行：稲毛会長]

◎会長あいさつ

ご多忙のところ、28年度第4回目の協働のまちづくり推進委員会にお集まりいただきお礼申し上げます。本日も「まちづくり補助金」について協議いただくが、当推進委員会と上富良野町の共催事業となっている平成28年度まちづくり事業の第1弾として「まちづくり講演会」が12月9日（金）に開催される。委員の皆さんの参加はもとより、多くの方の参加を呼び掛けていただきたい。

1 議 題

①協働のまちづくり推進補助金（仮称）について

資料 協働のまちづくり推進補助金交付要綱（案）

住民自治活動奨励事業補助金・まちづくり活動助成事業補助金 見直し資料

議題について事務局（野寺主幹）から資料により補助対象費用、補助率、補助期間、補助限度額を中心に議論いただきたい旨を説明後、2つに分かれてグループ討議に入った。

■グループ討議で出された意見

【Aグループ】

- ・ 商工会や農協など既存組織があり、かつ町から交付金、補助金が出ている団体は対象となるのか
 - 要綱第2条第3項において、補助金交付団体は対象外としている
- ・ 1団体が、多種項目での事業が対象になるのか
 - 要綱第6条第2項において、1団体1事業を限度としている。ただし、住民会など地縁に基づく団体は、従来の住民自治活動奨励事業を踏襲し限度を設けていない
- ・ 音楽コンサート、野球教室を企画したいという場合はどうなるのか
 - 教育委員会に補助メニューがある場合は対象としないが、無い場合は対象となる

- ・ 他の補助事業から見ると、改正後は補助率が高くなる。特に教育委員会事業等との整合性はどうか。申請が多くなり予算以上に申請があった場合、どうなるのか
 - 現段階では整合性をとっていないため確認したい。手続きとしては年2回程度に分け、1回目は4～5月に申請を受け付け、協働のまちづくり推進委員会で審査、決定ということも考えられる。現行予算が不足する場合、申請事業の内容によっては補正予算の検討もありえる。現在の補助事業の執行率が低いため、補助率を高くするなど利用する側にメリットを多くすることで、少しでも活用していただける補助事業にしたい
- ・ 事業完了後の成果について、どう評価していくのか。税金を使用するのだから、厳正な運用をすべきでは
 - 書類による事業報告と決算(領収書添付)報告が義務付けられている。まちづくり活動助成事業については、町民に対する補助事業の普及・啓発を含め、これまでも年度末に報告会を実施しているが、補助実績も1～3事業程度で、町民参加者も少ないのが現状
 - ぜひ、評価する制度を検討してほしい。HPにも公表してほしい
- ・ 有償ボランティアの推奨は反対。ボランティアは無償のもの。また、有償と無償は混在してはならないと思う。「ボランティア推進事業」に名称を変更してはどうか。
 - 現在の要綱の補助対象にボランティアへの謝礼がある。無償ボランティアでお願いしても支援していただけないため、有償にすることで地域活動が実施されている地区もある。
- ・ 有償ボランティア補助の補助期間2年は短い。人材育成の観点からも5年は必要。補助割合は年々下げるのではなく50%がよい
 - 50%の補助がある場合は継続できるが、5年で終了した場合どうなるのか。他の事業も同様だが、補助期間終了後にはなくなってしまうのでは
 - 初めから5年の目標をもって、事業を組み立てることを支援してほしい
- ・ 事業継続実施のための初期投資費用の補助率50%は高い。20%(5～10年償却)で良い。継続実施の担保は難しいので、備品的なものに補助するのは財源の無駄では

【Bグループ】

～事務局から補足説明～

この補助金はあくまでも新たな取り組み、活動を拡充する取り組みの立ち上げを支援するものであり、延々と補助し続ける性格のものではない。もし、町にとって本当に必要なもので、継続することが町の利益になるとすれば、その事業の担当部署において町の施策として実施されることも考えられる。そのことを踏まえて補助期間等について協議いただきたい。

- ・ 現行のまちづくり活動助成事業では毎年、補助金を使った団体に報告会を行わせているが、町民生活課しか参加していない。これに加えて事業完了後に町長、副町長、担当課長、協働のまちづくり推進委員が出席してその成果を披露する報告会を行う旨の記載が必要では。何らかの検証作業も必要だと思う
 - 町にとって必要なものであれば、報告会をしなくても町として吸い上げ、施策に反映するのは
 - 町と現状についての情報、目標を共有する意味でも、報告会は開くべき。いいものは施策として反映してほしい
- ・ NPO法人を立ち上げた際、補助金が3年間で打ち切られた。その後は一切補助がない。現

在行っている有償タクシー事業についても補助金が打ち切れ、やってくれている人が高齢になり、後継者も見つからず継続が難しい状態。資格取得の費用も全額自己負担であることから、担当部署において町の施策として何らかの手立てが必要だと考えるが、何もアクションがない

- ・ 除雪ボランティアをすることで、除雪機をレンタルする場合は補助対象になるのか
→ 継続実施するのであれば対象となる
- ・ 「新たに取り組む、既存の活動を拡充する」の文言は必要
- ・ 補助率が100%ではないということは、自己負担が発生するということだが
→ 要綱では「3人以上の団体」が対象となっている。どのような団体でも自己資金がないと成り立たないもの。自己負担が発生するのは仕方がないことでは
- ・ 住民会が同一年度内に2つの事業を申請してもよいのか
→ 2つの事業を申請する理由があれば問題ない
- ・ 学校のグラウンドや体育館などの使用料は免除にならないのか
→ 教育委員会と調整したい
- ・ 「有償ボランティア」という言葉を使うと、この言葉が一人歩きしてしまうのではと危惧している
- ・ 参加賞の200円、講師の弁当の1,000円は妥当

グループ討議終了後、各グループでの発言内容を報告。

別表1に「有償ボランティア導入のための費用」との費用区分があるが、別表2には報償費として「ボランティアスタッフへの謝礼」との表記がある。両者の整合性を取るべきとの意見が出された。

②平成28年度のまちづくり事業について

資料 かみふの魅力を再発見！

事務局（野寺主幹）から資料により12月9日（金）のまちづくり講演会について説明。主催者として多くの参加を依頼。

2 その他

今後の協議事項について

事務局（野寺主幹）から住民自治活動推進交付金の見直し、平成30年に予定している自治基本条例の見直し作業を今後、行っていく予定であること、また今年度のまちづくり事業のように、推進委員会が主体となって企画・実施したい事業があれば提案いただきたい旨説明。

◎次回会議について

次回会議については 2月15日（水）18時30分～ 役場3階第2・第3会議室を予定。